

○姫路市駐車施設附置条例

昭和48年6月25日

条例第25号

改正 平成 4年 3月26日条例第16号

平成29年10月 5日条例第59号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第5章の規定に基づき、建築物に係る自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(地区の指定)

第2条 法第20条第2項の駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、市長が関係機関の意見を聴いて規則で定める。

2 法第20条第2項の周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、市長が関係機関の意見を聴いて規則で定める。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 別表（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、同表（イ）欄に定める面積が同表（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（同表備考2の規定による延べ面積が6千平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、切り上げる。））の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、規則で定めるものについては、この限りではない。

(大規模な事務所の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、床面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、

1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模等)

第7条 第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.5を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行5.5メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとして規則で定めるものについては、適用しない。

4 前3項に定めるもののほか駐車施設の規模、構造等に関する技術的基準は、規則で定

める。

(駐車施設の附置の特例)

第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

- (1) 建築物が都市計画道路十二所前線、都市計画道路内々環状東線、都市計画道路内々環状西線、都市計画道路内々環状南線及び都市計画道路南駅前線に囲まれた区域（以下「内々環状道路網区域」という。）内にある場合であって、内々環状道路網区域内に駐車施設を設けるとし 当該建築物の敷地から概ね250メートル以内の場所
- (2) 建築物が内々環状道路網区域内にある場合であって、内々環状道路網区域外に駐車施設を設けるとし 当該建築物の敷地から概ね500メートル以内の場所
- (3) 建築物が内々環状道路網区域外にある場合 当該建築物の敷地から概ね250メートル以内の場所

2 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(届出)

第9条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物の新築、増築又は用途の変更をしようとする者については、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

2 新たに駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第3条から第5条までの規定は、当該地区又は地域の指定がなかったものとして適用する。

(駐車施設の管理)

第11条 第3条から第5条までの規定により設けた駐車施設（第8条第1項の規定により

建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適用するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第5条まで、第7条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

第14条 前条の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第8条第2項又は第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

2 商業地域等又は自動車ふくそう地区内において、この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、この条例は適用しない。

(昭和48年9月25日告示第124号で昭和48年9月25日から施行)

附 則 (平成4年3月26日条例第16号)

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の姫路市駐車施設附置条例第3条から第5条まで及び第7条の

規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月5日条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の姫路市駐車施設附置条例第7条、第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）	（カ）
駐車場整備 地区、商業地 域又は近隣 商業地域	特定用途に 供する部分 の床面積と 非特定用途 に供する部 分の床面積 に0.5を乗じ て得たもの との合計	1千平方 メート ル	特定用 途に供 する部 分 非特定 用途に 供する 部分	150平方 メート ル 200平方 メート ル	1－（1千平方メートル×（6千平方メ ートル－延べ面積））／（6千平方メ ートル×（イ）欄に掲げる面積－1千 平方メートル×延べ面積）
周辺地区又 は自動車ふ くそう地区	特定用途に 供する部分 の床面積	2千平方 メート ル	特定用 途に供 する部 分	150平方 メート ル	1－（6千平方メートル－延べ面積） ／（2×延べ面積）

備考

1 （イ）欄及び（エ）欄に規定する部分は、駐車施設及び駐輪施設（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項

第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設をいう。以下同じ。)の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。

2 (カ) 欄の延べ面積は、駐車施設及び駐輪施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。